

国土交通省  
 平成30年制定・令和4年改正  
 ※令和3年民法改正関係は令和5年4月施行

# 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

法令資料⑩

平成30年制定、令和4年改正

## 1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

### 地域福利増進事業の実施

地域住民等のための事業(事業主体は限定なし)について  
 都道府県知事が公益性等を確認

公告・縦覧(2月) ※対象事業は法律で限定列挙

都道府県知事が所有者不明土地の使用権設定を裁定  
 上限10年/一部事業20年  
 (期間は延長可能・満了後は土地を原状回復)



### 土地収用法の特例

公共事業について国・都道府県知事が事業認定

※対象事業は法律で限定列挙

都道府県知事が所有者不明土地の収用を裁定

## 2. 所有者不明土地を適正に管理する仕組み

### 管理適正化の代執行

管理不全の所有者不明土地について  
 市町村長が確知所有者に催告・命令

確知所有者がいない場合、  
 権限上実施できない場合は  
 市町村長が代執行



### 民法の財産管理制度の特例

国・地方公共団体が所有者不明土地について  
 民法に基づく管理命令等を裁判所に請求

※利害関係にかかわらず請求が可能(特例)

裁判所が所有者不明土地管理人等を選任

管理人による管理を実施(裁判所の許可があれば売却も可)  
 対象:所有者不明土地管理制度、管理不全土地管理制度(一定の場合)、  
 所有者不明建物・管理不全建物管理制度(土地と併せて請求)、  
 相続財産管理制度、不在者財産管理制度

## 3. 所有者の探索を合理化する仕組み

所有者探索の範囲を合理化・明確化 固定資産課税台帳などを利用可

## 4. 所有者不明土地対策の推進体制を強化する仕組み

所有者不明土地対策計画の作成制度  
 (市町村作成・計画に基づく事業を国が予算補助)

※所有者不明土地発生抑制のための低未利用土地対策も対象

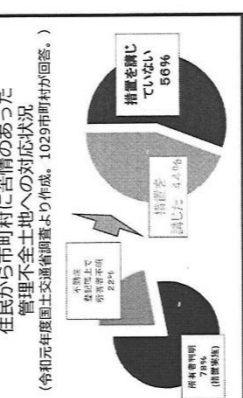
所有者不明土地対策に取り組み法人の指定制度  
 (市町村長指定・法人に公的信用力を付与)

# 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律 (令和4年法律第38号)

### 背景・必要性

○人口減少・少子高齢化が進む中、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行。  
 今後、所有者不明土地の更なる増加が見込まれ、その利用の円滑化の促進と管理の適正化は喫緊の課題。  
 ※令和2年土地基本法改正:基本理念として土地の適正な「管理」を明確化  
 ◆所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する「地域福利増進事業」について、  
 ◆激甚化・頻発化する自然災害に対応するための施設としての利用ニーズが高まっている。  
 ◆所有者不明土地が適正に管理されていないことにより、周辺地域に深刻な悪影響を及ぼすことが懸念されている。  
 ◆所有者不明土地対策における関係者が一体となって着実に取り組むことが不可欠である。

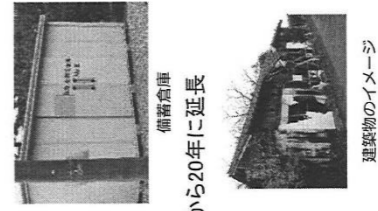
令和4年4月27日成立  
 同年5月9日公布  
 同年11月1日施行  
 ※2.②等は令和5年4月1日施行



### 概要

#### 1. 利用の円滑化の促進

- 地域福利増進事業の対象事業の拡充
  - 現行の広場や公民館等に加え、備蓄倉庫等の災害関連施設や再生可能エネルギー発電設備の整備に関する事業を追加
- 地域福利増進事業の事業期間の延長等
  - 購置施設や再生可能エネルギー発電設備等を民間事業者が整備する場合、土地の使用権の上限期間を現行の10年から20年に延長
  - 事業計画書の縦覧期間を6月から2月に短縮
- 地域福利増進事業等の対象土地の拡大
  - 損傷、腐食等により利用が困難であり、引き続き利用されないと見込まれる建築物が存する土地
  - あっても、地域福利増進事業や土地収用法の特例手続(収用委員会の審理手続を省略)の対象として適用



#### 2. 災害等の発生防止に向けた管理の適正化

- 催告・命令・代執行制度
  - 引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、周辺の地域における災害等の発生を防止するため、市町村長による催告・命令・代執行制度を創設
- 管理不全土地管理制度に係る民法の特例
  - 引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、民法上利害関係人に限定されている管理不全土地管理命令の請求権を市町村長に付与
- 管理の適正化のための所有者探索の迅速化
  - 上記の催告等の準備のため、土地の所有者の探索のために必要な公的情報の利用・提供を可能とする措置を導入



#### 3. 所有者不明土地対策の推進体制の強化

- 所有者不明土地対策に関する計画制度及び協議会制度 ※予算関連
  - 市町村は、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図る施策に関し、所有者不明土地対策計画の作成や所有者不明土地対策協議会の設置が可能
- 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度
  - 市町村長は、特定非営利活動法人や一般社団法人等を所有者不明土地利用円滑化等推進法人として指定
  - 推進法人は、市町村長に対し、計画の作成の提案や管理不全土地管理命令の請求の要請が可能
- 国土交通省職員のパイプラインの派遣の要請
  - 市町村長は、計画の作成や所有者探索を行う上で、必要に応じ、国土交通省職員の派遣の要請が可能

### 【目録・効果】

- 地域福利増進事業における土地の使用権の設定数: 施行後5年間で累計75件(R3.11時点で申請1件)
- 所有者不明土地対策計画の作成数: 施行後5年間で累計150件
- 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定数: 施行後5年間で累計75団体



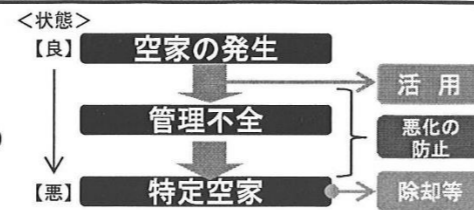
# 法令資料⑫

令和2年6月7日制定、6月14日公布

## ●空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

### 背景・必要性

- 居住目的のない空家は、この20年で1.9倍、今後も増加。  
(1998年)182万戸→(2018年)349万戸→(2030年見込み)470万戸
- 除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要。



### 法案の概要

#### ○所有者の責務強化

- ・(現行の「適切な管理の努力義務」に加え、)国、自治体の施策に協力する努力義務

#### 1. 活用拡大

- ①空家等活用促進区域 (例) 中心市街地、地域の再生拠点、観光振興を図る区域等
  - ・市区町村が区域や活用指針等を定め、用途変更や建替え等を促進
    - ⇒安全確保等を前提に接道に係る前面道路の幅員規制を合理化
    - ⇒指針に合った用途に用途変更等する場合の用途規制等を合理化
  - ・市区町村長から所有者に対し、指針に合った活用を要請

#### ②財産管理人による所有者不在の空家の処分(詳細は3. ③後掲)

#### ③支援法人制度

- ・市区町村長がNPO法人、社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定
- ・所有者等への普及啓発、市区町村※から情報提供を受け所有者との相談対応  
※事前に所有者同意
- ・市区町村長に財産管理制度の利用を提案

#### 2. 管理の確保

##### ①特定空家※化を未然に防止する管理 ※周囲に著しい悪影響を及ぼす空家

- ・放置すれば特定空家になるおそれのある空家(管理不全空家)に対し、管理指針に即した措置を、市区町村長から指導・勧告
- ・勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税の住宅用地特例(1/6等に減額)を解除



窓が割れた管理不全空家

##### ②所有者把握の円滑化

- ・市区町村から電力会社等に情報提供を要請

#### 3. 特定空家の除却等

##### ①状態の把握

- ・市区町村長に報告徴収権(勧告等を円滑化)

##### ②代執行の円滑化

- ・命令等の事前手続を経るとまがない緊急時の代執行制度を創設
- ・所有者不明時の代執行、緊急代執行の費用は、確定判決なしで徴収



緊急代執行を要する崩落しかけた屋根

##### ③財産管理人※による空家の管理・処分(管理不全空家、特定空家等)

- ・市区町村長に選任請求を認め、相続放棄された空家等に対応  
※所有者に代わり財産を管理・処分。(注)民法上は利害関係人のみ請求可

#### 【目標・効果】

- ①空家等活用促進区域の指定数: 施行後5年間で100区域
- ②空家等管理活用支援法人の指定数: 施行後5年間で120法人
- ③市区町村の取組により管理や除却等された管理不全空家及び特定空家数: 施行後5年間で15万物件

# 法令資料⑬

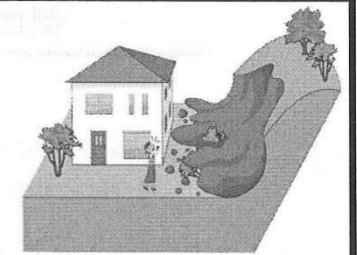
令和2年3月27日制定、3月31日公布

## ●土地基本法等の一部を改正する法律案

<日切れ扱い、予算関連法律案>

### 背景・必要性

- 人口減少等の進展に伴う土地利用ニーズの低下等を背景に**所有者不明土地や管理不全の土地が増加**。
- 所有者不明土地等の増加は**生活環境の悪化の原因、インフラ整備や防災上の重大な支障**となるなど、対応は喫緊の課題。
- 所有者不明土地対策等の観点から、人口減少社会に対応して**土地政策を再構築するとともに、土地の所有と境界の情報インフラである地籍調査の円滑・迅速化**を一体的に措置することが必要不可欠。



防災上の観点から適正な管理が求められる土地の例(イメージ)

◆「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)(抜粋)  
 ・所有者不明土地等の解消や有効活用に向け、基本方針等に基づき、新しい法制度の円滑な施行を図るとともに、**土地の適切な利用・管理の確保や地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置**、所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等について2020年までに必要な制度改正の実現を目指すなど、**期限を区切って対策を推進する。**

### 法案の概要

#### 土地の適正な利用・管理の確保(土地基本法の改正)

- 人口減少社会に対応し、土地の適正な「利用」「管理」の確保の観点から土地政策を再構築: 法全般(「目的」「基本理念」「責務」「基本的施策」)で、周辺に悪影響を与えないように「管理」をすることの重要性等を明確化

#### 1. 土地の適正な利用・管理のための「土地基本方針」

- ・政府が策定する「土地基本方針」(閣議決定)を創設
- ・適正な利用及び管理を確保する観点からの「基本的施策」の今後の方向性を明示
  - 土地に関する計画制度に「管理」の観点を追加
  - 低未利用土地、所有者不明土地を含め土地の需要喚起と取引のマッチング、有効利用の誘導、管理不全土地対策の促進等を図る取組を政府一体となって加速

#### 2. 所有者不明土地・管理不全土地の発生抑制・解消

- ・適正な「管理」に関する所有者等、国、地方公共団体等の「責務」を規定
- ・「所有者等の責務」として、登記等権利関係の明確化、境界の明確化に関する規定を追加
  - 地籍調査の円滑化・迅速化、不動産情報の充実・最新化等を図る取組を加速

#### 地籍調査の円滑化・迅速化(国土調査法等の改正)

- 地籍調査の優先実施地域\*での進捗率は約78%(対象地域全体では約52%)であり、以下の措置を講じることで調査をスピードアップ  
\* 土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域等を除く地域

#### ① 新たな国土調査事業十箇年計画の策定

- ・②、③のような効率的な手法の導入等を盛り込んだ新たな十箇年計画(令和2年度~)を策定(※予算関連、日切れ扱い)

#### ② 現地調査等の調査手続の見直し

- ・調査のために必要な所有者等への報告徴収権限の付与
- ・所有者探索のために固定資産課税台帳等を利用可能とする措置の導入
- ・所有者不明の場合に筆界案の公告により調査を可能とする制度の創設(省令改正)
- ・地方公共団体が不動産登記法上の筆界特定を申請できる措置の導入



▲効率的な調査手法のイメージ

#### ③ 地域特性に応じた効率的調査手法の導入

- ・都市部: 道路と民地との境界(官民境界)を先行的に調査し、認証を得て公表
- ・山村部: リモートセンシングデータを活用した調査手法の導入のため、現地立会いルールを見直し

#### 【目標・効果】

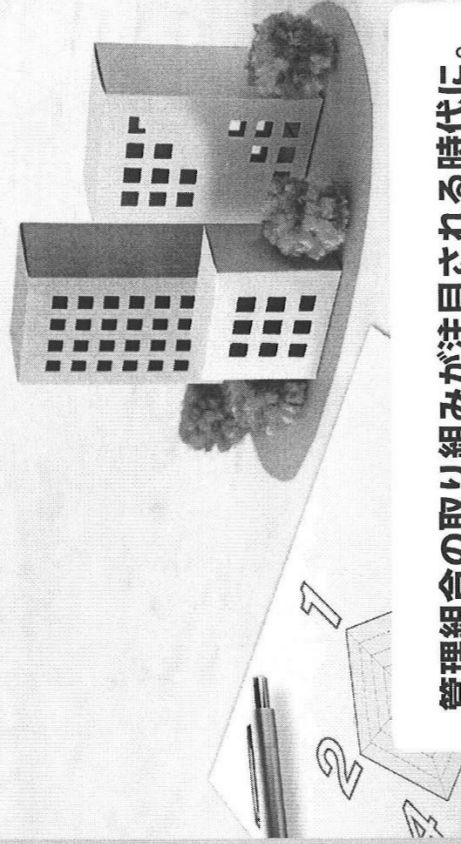
- ・効率的調査手法の導入等により、地籍調査の優先実施地域での進捗率を、現在の約8割から約9割とする。



2022年4月より開始

# マンション管理適正評価制度

～マンションの価値は新たなステージへ～



## 管理組合の取り組みが目される時代に。

2022年4月、マンションの管理状態を評価する「マンション管理適正評価制度」がスタートします。これまで「マンションは管理を買え」と言われながらも、マンションの管理状態について「明確な評価基準が盛り込まれていません。そこで、(一社)マンション管理業協会では、不動産関連団体と協力して全国共通の管理に関する評価基準を創設し、本制度を設けました。マンションの適正な管理が促進され、良質な管理が市場で評価される新しい仕組みです。



一般社団法人マンション管理業協会  
condominium management companies association

## 国の「管理計画認定制度」とは

Q 国の認定制度も同じ時期に始まると聞きましたが、どのようなものですか？

A これまでマンションは私有財産であることから、管理組合の自主的な管理に委ねられてきました。しかし、2020年6月にマンション管理適正化法が改正され、管理の適正化に関する取り組みを計画的に進めていくため、地方公共団体が積極的に関与できる「管理計画認定制度」が創設されました。主な内容は次の3つになります。

### 「管理計画認定制度」の主な内容

- 1 地方公共団体による管理適正化推進計画の作成**  
地方公共団体は、マンション管理適正化の推進を図るための施策等を含む、マンション管理の適正化の推進を図るための計画を作成することができるとなります。
- 2 地方公共団体による認定**  
管理適正化推進計画を作成した地域において、マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、管理組合は地方公共団体の認定を受けることができます。
- 3 管理適正化のための指導**  
地方公共団体が管理適正化のために必要に応じて助言や指導などを行います。

### 「マンション管理適正評価制度」と「管理計画認定制度」の違い

制度	運営	審査項目	判定	有効期間
マンション管理適正評価制度	マンション管理業協会	30項目 ・管理体制 ・管理組合収支 ・建築・設備	6段階評価	1年間
管理計画認定制度	地方公共団体	16項目+α ・管理組合の運営・長期修繕計画 ・管理規約 ・管理組合の経理	認定 ○×	5年間



適切な「管理計画」を作成し、地方公共団体の認定を受けるとともに、管理水準の維持・向上のために、管理適正評価制度(協会)へ登録して、市場での評価、資産価値向上を目指しましょう。



詳しい情報は国土交通省ホームページをご参照ください。  
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/>  
[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_ifs\\_000043.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_ifs_000043.html)



国土交通省  
マンション管理・再生ポータルサイト  
<https://2021mansionkan-web.com/>

一般社団法人マンション管理業協会 千105-0001 東京都港区虎ノ門1-13-3 虎ノ門東洋共同ビル2F  
TEL:03-3500-2721 FAX:03-3500-2722

2022年4月

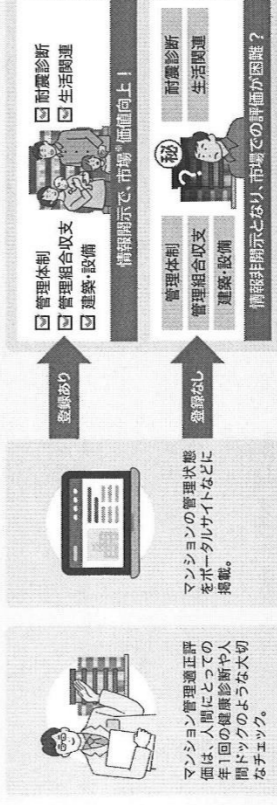
# マンション管理適正評価制度がはじまります。

現在、分譲マンションは全国に約675.3万戸\*あり、近年では毎年約10万戸\*の新しいマンションが供給されています。一方、築40年を超えるものが103.3万戸\*以上あると言われ、スラム化したマンションの老朽化も問題になっています。これからは「マンション管理適正評価制度」を通して定期的に管理状態をチェックし、お住まいのマンションの管理・運営・資産価値の向上を図っていきましょう。

\*国土交通省「マンションに関する統計・データ等」(2020年末時点)より [https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_ifs\\_000058.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_ifs_000058.html)

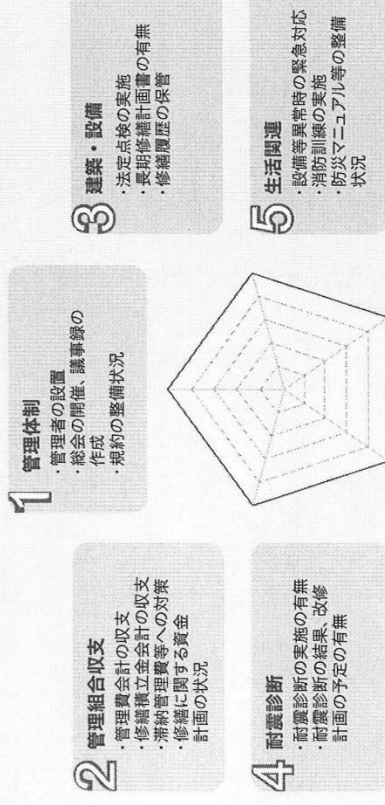
## マンション管理適正評価制度とは？

マンションの管理状態や管理組合運営の状態を6段階で評価し、インターネットを通じて情報を公開します。評価は毎年更新されます。



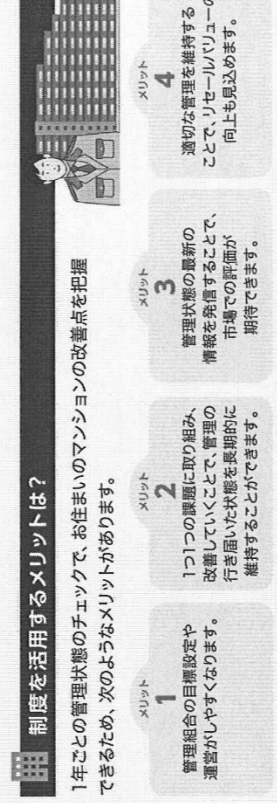
## 何を評価するのか？

マンションの管理状態を5つのカテゴリーに分類し、ソフト面(現在の管理組合運営など)とハード面(建物/設備の維持管理)の両面から、30項目について現状を評価していきます。



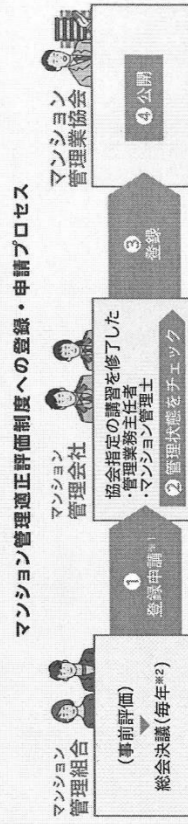
## 5 STARS MANSION

6段階でマンションの管理状態を評価。マンションの管理状態の評価は、各項目の高数を足した合計点により、6段階で表示します。評価の有効期間は1年間。管理評価が市場価値へ反映されることが期待できます。



## 登録・申請するには？

まずはマンション管理組合からマンション管理会社へ登録申請\*1します。マンション管理業協会指定の講習を修了した管理業務主任者、マンション管理士が管理状態をチェックし、評価結果の登録を行います。その後、マンション管理業協会のサイトに公開されます。



\*1:登録(更新)申請には、別途費用がかかります。\*2:1年ごとに更新が必要となります。



「マンション管理適正評価制度」の最新情報はホームページで随時お知らせしています。ぜひご覧ください。  
<http://www.kamihyco.or.jp/evaluation/>

【一般社団法人マンション管理業協会】  
1979年に建設大臣の許可を得て設立された日本唯一の分譲マンション管理士の団体です。  
2021年末現在、352社が協会に加入し、会員社による管理受託のシェアは9割以上を占めます。



## 区分所有法制の見直し

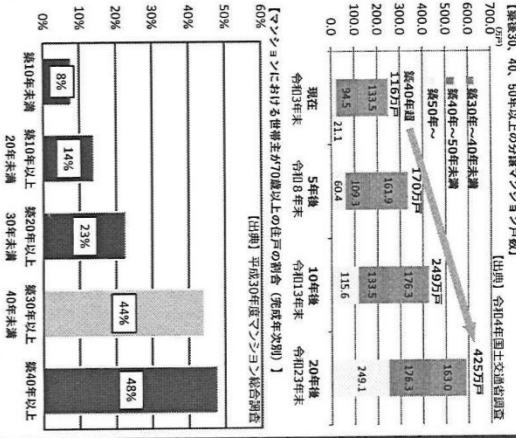
### 課題

- 今後、老朽化したマンション（区分所有建物）が急増していく見込み
- 高齢年区分所有建物の増加と区分所有者の高齢化を背景に、相続等を契機として、区分所有建物の所有者不明化や区分所有者の非居住化が進行

※区分所有建物には、マンションのほか、商業ビルや長屋なども含まれる。

- 不明区分所有者等は決議において反対者と扱われ、決議に必要な賛成を得るのが困難
- 特に、建替え等の区分所有建物の再生の意思決定は、要件が厳格で更に困難
- 区分所有建物の管理不全化を招くとともに、老朽化した区分所有建物の再生が困難に
- 被災して大きなダメージを受けた区分所有建物について、建替え等の要件が厳しい上に被災区分所有法に基づき災害指定政令の施行後1年以内に決議が必要
- 被災区分所有建物の再生に必要な賛成を得るための時間が足りず、円滑な復興に支障

区分所有建物の管理・再生の円滑化、被災建物の再生の円滑化に向けた区分所有法制の見直しは、喫緊の課題

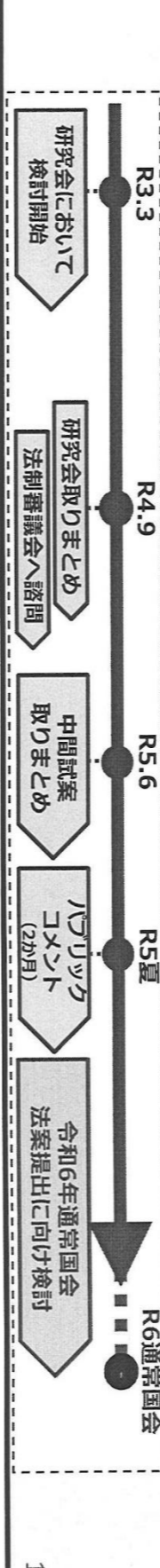


決議事項	多数決要件（注1）	決議事項	多数決要件（注1）	決議事項	多数決要件（注1）
共用部分（外壁・通路など）の管理	過半数	団地内の一部建物の建替えに関する承認	一部建物所有者の5分の4＋敷地共有者の4分の3	被災により全部滅失した場合の再建、敷地売却（政令施行後3年以内にする必要）（注2）	5分の4
共用部分や規約の変更	4分の3	団地内建物の一括建替え	団地内建物所有者の5分の4＋各棟所有者の各3分の2	被災により大規模一部滅失した場合の建物敷地売却、建物取壊し敷地売却、取壊し（政令施行後1年以内にする必要）（注2）	5分の4
建替え	5分の4			大規模一部滅失における復旧決議	4分の3
区分所有関係の解消（取壊し、建物と敷地の一括売却など）	全員同意				

（注1）区分所有者や議決権の総数を分母とする （注2）被災区分所有法に基づく決議

### 政府方針

- 骨太方針2023（R5.6.16閣議決定）、所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（R5.6.6関係閣僚会議決定）
- 「マンション等の区分所有建物の所有者不明化・管理不全化に対応するため、次期通常国会での区分所有法等の改正案の提出に向け、…検討を進める。」
- 成長戦略等のフォローアップ（R5.6.16閣議決定）
- 「区分所有法制において、マンションの建替え決議での多数決要件を緩和すること等を検討し、2023年度中に結論を得て、所要の措置を講ずる。」



## 法令資料⑬

令和2年6月16日制定、6月24日公布

# マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律

◆ 築40年超のマンションは令和元年末現在の92万戸から10年後には約2.3倍の214万戸、20年後には約4.2倍の385万戸となるなど、今後、老朽化や管理組合の担い手不足が顕著な高齢マンションが急増する見込み

◆ 老朽化を抑制し、周辺への危害等を防止するための維持管理の適正化や老朽化や建替え等の困難なマンションの再生に向けた取組の強化が喫緊の課題

【令和2年6月16日成立、6月24日公布】

### 法律の概要

#### マンション管理適正化法の改正

#### マンション管理の適正化の推進

国による基本方針の策定【公布後2年以内施行】  
国土交通大臣は、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針を策定

地方公共団体によるマンション管理適正化の推進【公布後2年以内施行】  
地方公共団体は、マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項等を定める計画を策定

地方公共団体による以下の措置を講ずる  
※事務主体は市・区（市・区以外は都道府県）

- **マンション管理適正化推進計画制度**…基本方針に基づき、管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項等を定める計画を作成（任意）

- **管理計画認定制度**…マンション管理適正化推進計画を作成した地方公共団体は適切な管理計画を有するマンションを認定
- **管理適正化のための指導・助言等**…管理の適正化のために、必要に応じて、管理組合に対して指導・助言等

#### マンション建替え円滑化法の改正

#### マンションの再生の円滑化

除却の必要性に係る認定対象の拡充【公布後1年6か月以内施行】

除却の必要性に係る認定対象に、現行の耐震性不足のものに加え、以下を追加

#### ① 外壁の剥落等により危害を生ずるおそれがあるマンション等

4/5以上の同意によりマンション敷地売却を可能に

#### ② パリアフリー性能が確保されないマンション等

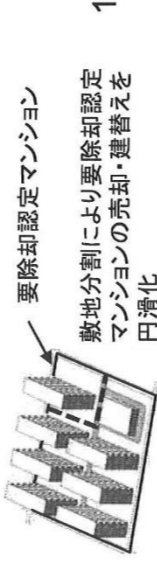
建替時の容積率特別

建替時の容積率特別

建替時の容積率特別

団地における敷地分割制度の創設【公布後2年以内施行】

上記①等の要除却認定を受けた老朽化マンションを含む団地において、敷地共有者の4/5以上の同意によりマンション敷地の分割を可能とする制度を創設



（建物の傷みが著しく外壁の剥落等が生じた事例）





# 新たな国土強靱化基本計画の概要

令和5年7月28日  
閣議決定

国土強靱化  
NATIONAL RESILIENCE

## 国土強靱化の基本的考え方(第1章)

○国土強靱化の理念として、4つの基本目標を設定し、取組全体に対する基本的な方針を定め、国土強靱化の取組を推進

### 4つの基本目標

①人命の保護

②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

④迅速な復旧復興

## 国土強靱化に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

### ①国土強靱化の理念に関する主要事項

- 「自律・分散・協調」型社会の促進
- 事前復興の発想の導入促進
- 地震後の洪水等の複合災害への対応
- 南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応

### ②分野横断的に対応すべき事項

- 環境との調和
- インフラの強靱化・老朽化対策
- 横断的なリスクコミュニケーション(災害弱者等への対応)

### ③社会情勢の変化に関する事項

- 気候変動の影響
- グリーン・トラフ・ニュー・エネルギー(GX)の実現
- 国際競争力におけるエネルギー・食料等の安定供給
- SDGsとの協調
- デジタル技術の活用
- パンデミック下における大規模自然災害

### ④近年の災害からの知見

- 災害関連死に関する対策
- コロナ禍における自然災害対応

## 国土強靱化を推進する上での基本的な方針【5本柱】

### 国土形成計画と連動

国民の生命と財産を守る  
防災インフラ  
(河川・ダム、砂防・治山、海岸等)の整備・管理

経済発展の基盤となる  
交通・通信・エネルギーなど  
インフラインの強靱化

デジタル等新技術  
の活用による  
国土強靱化施策の高度化

災害時における  
事業継続性確保  
を始めた  
官民連携強化

地域における  
防災力の一層の強化  
(地域力の発揮)

### 脆弱性評価(第2章)

○本計画を策定するに当たって脆弱性評価を実施  
○4つの基本目標の達成のために、6つの「事前に備えるべき目標」及びその妨げとなる35の「起きてはならない悪悪の事態」を設定し、12の個別施策分野・6の横断的分野も設定

### 国土強靱化の推進方針(第3章)

○12の個別施策分野及び6の横断的分野のそれぞれについて推進方針を策定

### 計画の推進と不断の見直し(第4章)

○PDCAサイクルにより、35施策グループの推進方針、主要施策、重要業績指標等を「年次計画」として推進本部が取りまとめ、毎年度、施策の進捗状況を把握  
○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により取組の更なる加速化・深化を図る  
○社会経済情勢等の変化や施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに、計画内容の見直しを行う

## 法令資料⑱

6の横断的分野

12の個別施策分野

A.リスクコミュニケーション B.人材育成 C.官民連携 D.老朽化対策 E.研究開発 F.デジタル活用(新規)

1

## 法令資料⑰

令和5年6月14日制定、6月16日公布

## 強くしなやかな国民生活の実現を図るための 防災・減災等に資する国土強靱化基本法改正 (□=改正部分)

### 基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

### 基本方針

- ・人命の保護が最大限に図られること。
- ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ・迅速な復旧復興に資すること。
- ・施設等の整備に関ししない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- ・取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ・財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

### 施策の策定・実施の方針

- ・既存社会資本の有効活用等により、費用の削減を図ること。
- ・施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- ・民間の資金の積極的な活用を図ること。
- ・大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。
- ・人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- ・科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

### 国土強靱化基本計画の策定

※国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化基本計画を定めること。

- 策定手続
- ◆案の作成(推進本部)
- ◆閣議決定

### 記載事項

### 改正部分

#### 国土強靱化実施中期計画の策定

- 政府において、以下の内容とする中期計画を定める。
- ① 計画期間
- ② 計画期間内に実施すべき施策の内容・目標
- ③ 施策の進捗状況、財政状況等を踏まえ、②のうちその推進が特に必要となる施策の内容・事業規模

国の他の計画  
(国土強靱化基本計画を基本とする)

国による施策の実施

※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

### 国土強靱化推進本部の設置

※国土強靱化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靱化推進本部を設置。  
【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、国土交通大臣 【本部員】他の国務大臣  
※本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

### その他

### 改正部分

- 国土強靱化推進会議の設置
- (附則)施策の実施状況の評価の在り方の検討・必要と認めるときはその結果に基づいて所要の措置

※令和5年6月14日成立、同月16日公布・施行。



## 災害対策基本法の概要

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする

### 1. 防災に関する理念・責務

- 災害対策の基本理念 — 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念
- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 — 防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 住民等の責務 — 自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等

### 2. 防災に関する組織—総合的防災行政の整備・推進

- 国：中央防災会議、特定・非常・緊急災害対策本部
- 都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部

### 3. 防災計画—計画的防災対策の整備・推進

- 中央防災会議：防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画
- 都道府県・市町村：地域防災計画 ○市町村の居住者等：地区防災計画

### 4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
- 市町村長による一義的な災害応急対策(避難指示等)の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行

### 5. 被災者保護対策

- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前作成
- 災害時における、避難所、避難施設に係る基準
- 広域避難、物資輸送の枠組み
- 罹災証明書、被災者台帳の作成を通じた被災者支援策

### 6. 財政金融措置

- 法の実施に係る費用は実施責任者負担
- 激甚な災害に関する、国による財政上の措置

### 7. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告 ⇒ 政府の方針(対応基本方針)の閣議決定
- 緊急措置(生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定、特定非常災害法の自動発動等)

## 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

内閣府(防災担当)

### 趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

### 改正内容

#### 1. 災害対策基本法の一部改正

##### ①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

##### 1) 避難勧告・避難指示の一本化等

###### <課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート  
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%  
・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

###### <対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ (内閣府で撮影)

##### 2) 個別避難計画(※)の作成

※ 避難行動要支援者(高齢者、障害者等)ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

###### <課題>

避難行動要支援者名簿(平成25年に作成義務化)は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

近年の災害における犠牲者のうち高齢者(65歳以上)が占める割合  
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%

###### <対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。

(任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%  
(任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%)

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

##### 3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置/広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難(広域避難)させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

##### ②災害対策の実施体制の強化

##### 1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

##### 2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置(※)

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

##### 3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

#### 2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

#### 3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

### 目標・効果

#### ○広域避難に関する取組の推進

広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

公布日：令和3年5月10日

施行期日：令和3年5月20日



盛土による災害の防止に関する検討会 提言概要

1. 危険な盛土箇所に関する対策

【基本的な考え方】

- 盛土の総点検等で確認された「災害危険性の高い盛土」については、安全性を確保するための対策を早期に実施することが必要。
- 対策に当たっては、行為者等による是正措置を基本としつつ、対応が困難な場合は地方公共団体等が危険箇所対策を実施するとともに、国は地方公共団体等に対して支援していくべき。

【具体的な対応策】

(1) 行為者等に対する法令上の措置の徹底

- 不法盛土造成等の行為者・土地所有者等に対し法令等に基づき行政指導や行政処分を躊躇なく行い、厳正に対処すべき。

(2) 危険箇所対策等

- 「災害危険性の高い盛土」が否かを確認する必要がある盛土等については、詳細調査（測量、ボーリング等）を実施すべき。
- また、一時的に崩落等の被害を回避するための応急対策（土嚢の設置等）を実施すべき。
- 「災害危険性の高い盛土」については、対策の緊急性等を踏まえ、地方公共団体等による抜本的な危険箇所対策（土砂の撤去、擁壁、堰堤の設置等）を実施すべき。

(3) 危険箇所対策完了までの間の措置

- 「災害危険性の高い盛土」と特定された盛土は公表し、住民に周知することが適切。緊急時の迅速な避難につなげることができるよう、緊急通報体制の構築等による情報発信も必要。
- ソフト対策（監視カメラ、定点観測等）による現地状況の監視が必要。

2. 危険な盛土等の発生を防止するための仕組み

【基本的な考え方】

- 崩落により人家等に影響を与えないよう、危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度）を創設し、規制を強化していくべき。
- 廃棄物が混じっていない土は、自然由来のものであり、適切に活用し、又は自然に還していくべきもの。廃棄物と同一視して同様の規制の下に置くことは適当ではない（廃棄物混じり土については、廃棄物と土をできるだけ分別の上、廃棄物処理法に従って廃棄物を処理）。
- また、新たな法制度を実効性のあるものとするためには、法の施行体制・能力の強化が必要。特に、不法盛土への対処体制をしっかりと確立すべき。
- さらに、新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても搬出先の適正を確保するための方策を講じるのが重要。加えて、廃棄物混じり土の発生を防止するため、建設現場等における土と廃棄物の分別促進・適正処理の徹底を図っていく必要。

【具体的な対応策】

(1) 新たな法制度の創設

- 国による基本方針の策定（危険な盛土の対策に関して国土全体にわたる総括的な考え方を示すとともに、対応策を総覧できる基本方針を策定）
- スキマのない規制（土地の利用区分に関わらず、人家等に被害を及ぼし得る盛土行為を許可制に）
- 盛土等の安全性の確保（十分な安全基準を設定、施工状況の定期的な報告や施工中・完了時の検査を実施、条例等により安全基準やチェック項目等の上乗せ可）
- 責任の所在の明確化（土地所有者等が盛土を安全な状態に維持する責務を有することを明確化、原因行為者にも安全対策の実施を求めることを可能に）
- 厳格な罰則（条例による罰則の上限（懲役2年以下、罰金100万円以下）を上回る水準に強化）

(2) 法施行体制・能力の強化

- 不法盛土発見時の現認方法、手続等のガイドラインの整備
  - 地方公共団体における関係部局間の連絡会議、人事交流等の実施
  - 許可地一覧の公表、現地掲示と地方公共団体内の通報情報の共有
  - 関連事業者（※）の違反行為に対して各事業法による行政処分の実施
- ※：建設業者、貨物自動車運送事業者、廃棄物処理業者

(3) 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- 元請業者による建設発生土の搬出先の明確化等（再生資源利用促進計画（※1）の徹底等）
  - 公共工事の発注者による建設発生土の搬出先の明確化等（指定利用等（※2）の徹底）
  - 建設発生土の更なる有効利用に向けた取組（工事間利用の促進、優良事例の展開）
- ※1：元請業者が土砂等の搬出先（他の工事現場、残土処理場等）を記載した計画  
 ※2：工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定することにより、土砂の有効利用や適正処理を促進

(4) 廃棄物混じり盛土の発生防止等

- マニフェスト管理等の強化（電子マニフェストの利用促進等）
- 関連事業者の法令遵守体制の強化（建設現場パトロールの強化等）
- 廃棄物混じり盛土等への対処体制の確立（通報情報の共有等）

(5) その他の対応

- 盛土等の土壌汚染等に係る対応（早期の状況把握等）
- 太陽光発電に係る対応（技術基準の遵守の徹底等）

防災基本計画修正（令和5年5月）の概要

■防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体等が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 多様な主体と連携した被災者支援
  - ・ 都道府県による災害中間支援組織（※1）の育成・強化、関係者の役割分担の明確化
  - ・ 災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化
  - ・ 災害ケースマネジメント（※2）などの被災者支援の仕組みの整備

※1 NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織  
 ※2 一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組

○国民への情報伝達

- ・ 長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達
- ・ 通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施
- ・ 障害者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進
- デジタル技術の活用
  - ・ 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用

日本海溝・千島海溝沿いの海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正

○北海道・三陸沖後発地震注意情報（※）の解説・伝達

※日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とその周辺でMw7.0以上の地震が発生した場合、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信し、大地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっているとして、後発地震への注意を促す取組について、令和4年12月より運用を開始。



令和4年に発生した災害を踏まえた修正

＜北海道知床で発生した遊覧船事故＞

- 旅客船の総合的な安全・安心対策の強化

※海上災害対策編の修正

＜トング諸島の火山噴火による潮位変化＞

- 火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達



● 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)

背景・必要性 【公布:R4.5.27 / 施行:公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日】

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生 → 甚大な人的・物的被害(令和3年7月)
○盛土の総点検において、全国で約3.6万箇所を目視等により点検(令和4年3月)



制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制 → 各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在 (一部の地方公共団体では条例を制定して対応)

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「盛土規制法」
※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定

1. スキマのない規制

- 規制区域 ◆ 都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
⇒ ・市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に被害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定

- 規制対象 ◆ 規制区域内で行われる盛土等を 都道府県知事等の許可の対象に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準 ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定

- 中間検査 完了検査 ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施

3. 責任の所在の明確化

- 管理責任 ◆ 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化

- 監督処分 ◆ 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則 ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化
※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

【目標・効果】 危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止
(KPI) ○規制区域を指定する都道府県等(都道府県、政令市、中核市)の数 ⇒ 施行後5年以内に全都道府県等

重要土地等調査法の概要

(重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律)

目的/基本方針の閣議決定等

- 目的(第1条) : 重要施設(防衛関係施設等)及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止
●基本方針(第4条) : ①重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的方向
②注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項(経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。)
③土地等の利用の状況等についての調査並びに利用者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項(勧告及び命令に係る行為の具体的内容に関する事項を含む。)等
●留意事項(第3条) : この法律に基づく措置は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、必要最小限度のものとなるようにしなければならない。

対象区域及び調査・規制の枠組み

注視区域(第5条)

- 重要施設の周辺: 防衛関係施設、海上保安庁の施設及び生活関連施設\*1の周辺\*2の区域について、告示で個別指定。
※1 生活関連施設: 原子力関係施設と空港(自衛隊施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設)から選定。
※2 施設の敷地周囲おおむね1,000mの範囲内で指定。

- 国境離島等: 国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域について、告示で個別指定。

特別注視区域(第12条)

- 特定重要施設 : 機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の重要施設による機能の代替が困難であるものの周辺の区域について、告示で個別指定。
例) 司令部機能、警戒監視・情報機能を有する防衛関係施設等
●特定国境離島等 : 機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の国境離島等による機能の代替が困難であるものの区域について、告示で個別指定。
例) 無人の国境離島

調査(第6条) (注視・特別注視区域共通)

- 対象 : 土地及び建物の所有者、賃借人等
●事項 : 所有者等: 氏名、住所、国籍等(第7条)
利用状況
●手法 : 現地・現況調査
不動産登記簿、住民基本台帳等の公簿収集
所有者等からの報告徴収(第8条)(刑事罰あり)
※ 上記の公簿収集を行った結果、なお必要があると認めるとき

調査結果を踏まえた規制

事前届出(第13条) (特別注視区域のみ)

- 対象 : 土地等の所有権移転等(売り手・買い手/刑事罰あり)
※ 200㎡以上の取引に限定。
●届出事項 : 氏名、住所、国籍等
利用目的、所在、面積等

利用規制 (注視・特別注視区域共通)

- 他法令に基づく措置(第21条)
●機能を阻害する利用の中止の勧告⇒命令(第9条)(刑事罰あり)
・国による損失の補償(第10条)
・国への買入れの申出(第11条)

国による買取り (注視・特別注視区域共通)

- 国による土地等の買取り(第23条)
※ 国の努力義務

その他

- 「土地等利用状況審議会」の設置(第14~20条) : 生活関連施設に係る政令の制定・改廃、区域の指定、勧告の実施等に当たり、意見聴取。
●施行日(附則第1条) : 基本方針、審議会等 ⇒ 令和4年6月1日
区域の指定、調査、利用規制、事前届出等 ⇒ 令和4年9月20日
●見直し(附則第2条) : 法律の施行後5年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずる。



「平和安全法制」の構成

整備法

(一部改正を東ねたもの)

平和安全法制整備法：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

1. 自衛隊法	
2. 国際平和協力法 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律	
3. 周辺事態安全確保法 → 重要影響事態安全確保法に変更 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律	
4. 船舶検査活動法 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律	
5. 事態対処法 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国民の安全の確保に関する法律	
6. 米軍行動関連措置法 → 米軍等行動関連措置法に変更 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律	
7. 特定公共施設利用法 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律	
8. 海上輸送規制法 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律	
9. 捕虜取扱い法 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律	
10. 国家安全保障会議設置法	

新規制定(1本)

国際平和支援法：国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

※左記の他、技術的な改正を行う法律が10本(附則による処理12ページ参照)

「平和安全法制」主要事項の一覧

平和安全法制整備法

1. 自衛隊法の改正
  - ・在外邦人等の保護措置
  - ・米軍等の部隊の武器等の防護
  - ・平時における米軍に対する物品役務の提供の拡大
  - ・国外犯処罰規定
2. 重要影響事態安全確保法(周辺事態安全確保法の改正)
  - ・我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態における米軍等への支援を実施すること等、改正の趣旨を明確にするための目的規定の見直し
  - ・日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍以外の外国軍隊等に対する支援活動を追加
  - ・支援メニューの拡大
3. 船舶検査活動法の改正
  - ・周辺事態安全確保法の見直しに伴う改正
  - ・国際平和支援法に対応し、国際社会の平和と安全に必要な場合の船舶検査活動の実施
4. 国際平和協力法の改正
  - ・国連PKO等において実施できる業務の拡大(いわゆる安全確保、駆け付け警護)、業務に必要な武器使用権限の見直し
  - ・国連が統括しない人道復興支援やいわゆる安全確保等の活動の実施

5. 事態対処法制の改正

- ・存立危機事態の名称、定義、手続等の整備(事態対処法)
- ・存立危機事態に対処する自衛隊の任務としての位置付け、行動、権限等(自衛隊法)
- ・武力攻撃事態等に対処する米軍に加えて、武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊存立危機事態における米軍その他の外国軍隊に対する支援活動を追加(米軍等行動関連措置法)
- ・武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊の行動を特定公共施設等の利用調整対象に追加(特定公共施設利用法)
- ・存立危機事態における海上輸送規制の実施(海上輸送規制法)
- ・存立危機事態における捕虜取扱い法の適用(捕虜取扱い法)

6. 国家安全保障会議設置法の改正

- ・法改正等を踏まえた審議事項の整理

国際平和支援法：国際社会の平和及び安全の確保のために共同して対処する諸外国軍隊に対する支援活動の実施